

写

長野労発基0703第1号

令和8年7月3日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野労働局長

木村 聡

長野県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、
長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第5号）
の改正決定に関して、貴会の調査審議を求める。